

令和6年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和6年7月25日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

令和6年7月25日

## 東京都教育委員会第12回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第42号議案から第203号議案まで

令和7年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第204号議案から第256号議案まで

令和7年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

第257号議案及び第258号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第259号議案

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第6期）委員の任命又は委嘱について

第260号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純
委 員	萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	猪 口 太 一
教育監	瀧 沢 佳 宏
総務部長	岩 野 恵 子
都立学校教育部長	村 西 紀 章
指導部長	山 田 道 人
人事部長	吉 村 美 貴 子
（書 記） 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和6年第12回定例会を開会します。

本日は、教育行政研究会からの取材と、20名の傍聴の申込みがありました。また、教育行政研究会から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室してください。

【教育長】 今日は傍聴希望者が多く、抽選をしているので、少し時間が掛かっています。少々お待ちください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となります。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮原委員にお願いします。

## 前々回の議事録

【教育長】 6月27日の令和6年第10回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、6月27日の令和6年第10回定例会議事録につきましては御承認を頂きました。

7月11日の令和6年第11回定例会議事録につきましては、お配りしていますので、

御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第259号議案及び第260号議案につきましては、人事に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

第42号議案から第203号議案まで

令和7年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第204号議案から第256号議案まで

令和7年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第42号議案から第203号議案まで「令和7年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について」と、第204号議案から第256号議案まで「令和7年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について」の審議に先立って申し上げます。

本件に関連しまして、高橋委員から、教育出版株式会社発行の教科書及び指導書の執筆に携わっている旨、事前にお申出をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条6項において、教育委員会の委員は自己の従事する業務に直接の利害関係があるものについては、その議事に参与することができないとされています。そのため、教育出版株式会社発行の教科書が対象となる教科・種目と、対象とならない教科・種目の議案に分けて議事を進めてまいります。

また、教科書発行者名につきましては、略称で記載又は読み上げさせていただきます。机上に発行者の正式名称と略称を記載した発行者一覧をお配りしていますので、御了承ください。

それでは、まず教育出版発行の教科書が対象となる教科・種目の教科書採択の議事

を行いますので、高橋委員にはここで御退出をいただきます。

それでは第42号議案から第152号議案及び第204号議案から第239号議案の議事に入ります。各議案の概要の説明を、一括して指導部長、お願いします。

**【指導部長】** これまでの定例会で報告してまいりました、東京都教科用図書選定審議会の答申を踏まえまして、都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部において、令和7年度に使用する教科書の採択について御審議をお願いします。

まず、第42号から第152号議案の資料を御覧ください。都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書について採択いただくものです。第42号から第151号議案までは、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書についてです。議案は合計110件あります。次に、第152号議案は都立小学校で使用する教科書についてです。

次に、第204号から第239号議案の資料を御覧ください。都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科書について御採択いただくものです。まず、第204号議案から第236号議案までは、都立特別支援学校中学部で使用する、文部科学省検定済教科書についてです。議案は合計33件あります。第237号議案は、都立特別支援学校小学部で使用する、文部科学省検定済教科書についてです。第238号議案は、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する文部科学省著作教科書について、第239号議案は都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書についての採択です。

採択に先立ちまして、採択の方法について御確認いただければと思います。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

**【教育長】** 各委員の皆さまには、一定の時間の中で効率的に議事を進めていくことができますよう、これまでの教育委員会において、教科書調査研究資料と教科書採択資料について報告をしたところです。また、各委員におかれましては、中学校用教科書見本をあらかじめ御覧いただき、これらの各種資料等を参考にして、採択する教科書について各自十分に御検討いただき、御意見を整理いただいているものと思います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。議案の採決の方法について申し上げます。

まず、中学校用教科書の採択についてですが、第42号から第151号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書については学校ごと、教科・種目ごとに、第204号から第236号議案までの都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書については教育部門ごと、教科・種目ごとに、各委員が採択すべきと考える教科書が無記名で投票していただき、多数決で決定をしたいと思います。また、視覚障害特別支援学校で使用する教科書については、文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は点字教科書の原典となっている発行者の教科書を採択することになります。

なお、投票の結果、過半数の票を得た教科書がない場合には、上位2者に絞った上、再度投票していただき、過半数による多数決で決定したいと思います。また、可否同数となった場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項に基づき、教育長が決することとなります。

その他、第152号議案及び第237号議案から第239号議案までの教科書については、法令の規定により、4年間同一の教科書を使用することになっていることなどを踏まえ採択してまいりたいと思います。

以上の採択方法でよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——採択方法について御確認をいただきました。

また、議事の円滑な進行のため、投票集計中に他の議案の審議を進めていきたいと考えますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案にしたがって審議をしてまいります。まず、第42号から第151号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について及び第204号から第236号議案までの、都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行いたいと思います。

指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第42号から第152号議案資料の1ページを御覧ください。こちらは、第42号から第151号議案まで、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課

程) で使用する文部科学省検定済教科書の採択についての議案です。中高一貫教育及び学校の特色を踏まえ、それぞれの学校に適した教科書の採択を行っていただきます。

2 ページの、文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載してある発行者の中から、3 ページの議案番号の内訳に記載のとおり、学校ごと、教科・種目ごとに1種の教科書の採択を行っていただくこととなります。

続きまして、第204号から第239号議案の議案資料の1 ページを御覧ください。まず、第204号から第236号議案までの、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書についてです。実際に教科書を使用する生徒の実態により、三つの教育部門に分け、教科書の採択を行っていただきます。2 ページの文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載された発行者の中から採択を行っていただくこととなります。

なお、視覚障害特別支援学校において、文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される教科・種目については、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択していただくこととなります。文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は、グレーの色を付けています。今回はそれ以外の「書写」について投票していただきたいと思います。3 ページに記載のとおり、教育部門ごと、教科・種目ごとに1種採択を行っていただくこととなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】** それでは、第42号から第151号議案まで及び第204号から第236号議案までの採択意見記入用紙の配付をお願いします。

記入用紙は上から順に、1枚目から10枚目までが都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)各校1枚となっています。11枚目が視覚障害特別支援学校、12枚目が聴覚障害特別支援学校、13枚目が肢体不自由・病弱特別支援学校となっています。なお、視覚障害特別支援学校については、投票対象とならない欄にグレーの色を付けています。それぞれ学校別、教育部門別に種目ごとに1者を選んで丸を付けてください。それではお願いします。

**【教育長】** 皆さん、御記入はお済みになりましたでしょうか。それでは、事務局は回収と集計をお願いします。

それでは、ただいま御記入いただいた教科書採択につきまして、現在集計をしてい



ますので、引き続き視覚障害特別支援学校において点字教科書が出版される種目について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第204号から第239号議案の議案資料の2ページを御覧ください。文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は10種目で、点字教科書の原典となっている発行者について、グレーの色を付けています。例えば、国語については光村を原典とした点字教科書が出版されることが決定しているため、検定済教科書については光村を採択することとなります。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、視覚障害特別支援学校において点字教科書が出版される種目、第204号及び第206号議案から第214号議案までの10件の議案について、文部科学省が原典として決定した発行者を略称で読み上げさせていただきます。国語は光村、社会（地理的分野、歴史的分野、公民的分野）は教出、数学は数研、理科は東書、音楽（一般、器楽合奏）は教芸、英語は教出、道徳は教出です。これらを採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、視覚障害特別支援学校（中学部）の教科書のうち、点字教科書が出版される種目については、文部科学省が決定した点字教科書の原典となっている教科書を採択することとします。

続きまして、第152号議案の都立小学校の教科書及び第237号議案から第239号議案までの都立特別支援学校（小学部・中学部）の教科書について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第42号から第152号議案資料の1ページの下段を御覧ください。第152号議案について説明をします。都立小学校で使用する教科書について採択いただくものです。都立小学校については、令和5年度に新たに採択を行いました。義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められています。今年度は採択替えの年に当たりませんので、前年度に採択した教科書と同じものを採択していただくものです。4ページの別紙の令和7年度使用都立小学校用教科書採択一覧に記載のあるものとおります。

次に、第204号議案から第239号議案資料の1ページ中段を御覧ください。第237号議案について説明します。都立特別支援学校の小学部用の文部科学省検定済教科書は令和5年度に新たに採択しました。こちらも同規定により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められていますので、昨年度採択していただいたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。

次に、第238号議案は、文部科学省著作教科書についてです。障害のある児童・生徒が学習内容をより良く理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作・編集した教科書について、文部科学省が作成した「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」に記載されている全ての教科書のうち、教育出版に関するものを採択していただくものです。

次に、第239号議案は、知的障害特別支援学校等において使用する、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）についてです。一般図書として発行される点字教科書、拡大教科書及び都教育委員会が作成した「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載されている一般図書全てを一覧にして、その全ての教科書を採択していただくものです。

4ページは、第237号議案の文部科学省検定済教科書で、令和7年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧です。

次に、5ページからは、第238号議案の文部科学省著作教科書として、視覚障害者用点字版の一覧、9ページにかけて記載しています。

10ページが聴覚障害者用の一覧、11ページが知的障害者用の一覧、12ページにかけて記載しています。

次に、13ページから第239号議案の一般図書として、まず視覚障害者用の点字版の一般図書、15ページからは視覚障害者用の拡大版の一般図書、21ページにかけて記載しています。

最後に、22ページからは、知的障害のある児童・生徒及び知的障害をあわせて有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧です。48ページにかけて記載しています。

以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】** ただいま説明がありましたように、第152号議案、第237号議案から第239号議案までについては、これらを一括して採択することを決定したいと思っておりますが、よろしい

でしょうか。——〈異議なし〉——それでは、それぞれ資料のとおり採択します。

次に、第153号議案から第203号議案まで及び第240号議案から第256号議案の議事を行います。

高橋委員に改めて御入室をいただきます。

それでは、第153号議案から第203号議案まで及び第240号議案から第256号議案の議事に入ります。各議案の概要の説明を、一括して指導部長、お願いします。

**【指導部長】** 都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書について採択いただくものです。

第153号議案から第202号議案までは、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書についてです。議案は合計50件あります。次に、第203号議案は、都立小学校で使用する教科書についてです。

次に第240号から第256号議案資料を御覧ください。都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書について採択いただくものです。

まず、第240号議案から第254号議案までは、都立特別支援学校中学部で使用する文部科学省検定済教科書についてです。議案は合計15件です。第255号議案は、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書について、第256号議案は、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省著作教科書についての採択です。

採択に先立ちまして、採択方法について御確認をいただければと思います。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

**【教育長】** それでは、議事を進めてまいりたいと思います。まず、議案の採決の方法について申し上げます。まず、中学校用教科書の採択についてですが、第153号議案から第202号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書については学校ごと、教科・種目ごとに、第240号議案から第254号議案までの都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書については教育部門ごと、教科・種目ごとに、各委員が採択すべきと考える教科書が無記名で投票していただき、多数決で決定したいと思います。ただし、視覚障害特別支援学校で使用する教科書については、文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は、点字教科書の原典となっている発行者の教科書を採択することになります。

なお、投票の結果、過半数の票を得た教科書がない場合には、上位２者に絞った上、再度投票していただき、過半数による多数決で決定したいと思います。また、可否同数となった場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第４項に基づき、教育長が決することとなります。

その他、第203号議案、第255号議案、第256号議案までの教科書については、法令の規定により、４年間同一の教科書を使用することになっていることなどを踏まえ採択してまいりたいと思います。

以上の採択方法でよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——採択方法について御確認をいただきました。

それでは、これから議案にしたがって審議をしてまいります。

まず、第153号議案から第202号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について及び第240号議案から第254号議案までの都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

**【指導部長】** それでは、第153号から第203号議案資料の１ページを御覧ください。こちらは第153号議案から第202号議案まで、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の採択についての議案です。中高一貫教育及び学校の特色を踏まえ、それぞれの学校に適した教科書の採択を行っていただきます。２ページの文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載された発行者の中から、３ページの議案番号内訳に記載のとおり、学校ごと、教科・種目ごとに１種の教科書の採択を行っていただくこととなります。

続きまして、第240号議案から第256号の議案資料の１ページを御覧ください。

まず、第240号議案から第254号議案までの都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書についてです。実際に教科書を使用する生徒の実態により、三つの教育部門に分け、教科書の採択を行っていただきます。２ページの文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載された発行者の中から採択を行っていただくこととなります。

なお、視覚障害者特別支援学校において、文部科学省検定済教科書を原典とする点

字教科書が出版される教科・種目につきましては、点字教科書の原典となっている発行者の教科書を採択していただくこととなります。文部科学省の検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目はグレーの色を付けています。今回はそれ以外の、地図、美術について投票していただきたいと思います。3ページに記載のとおり、教育部門ごと、教科・種目ごとに1種採択を行っていただくこととなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】** それでは、第153号議案から第202号議案まで及び第240号議案から第254号議案までの採択意見記入用紙の配付をお願いします。

記入用紙は上から順に、1枚目から10枚目までが都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）各校1枚です。11枚目が視覚障害特別支援学校、12枚目が聴覚障害特別支援学校、13枚目が肢体不自由・病弱特別支援学校となっています。なお、視覚障害特別支援学校については、投票対象とならない欄にグレーの色を付けています。それぞれ学校別、教育部門別に種目ごとに1者を選んで丸を付けてください。それではお願いします。

**【教育長】** 皆さん御記入はお済みになりましたでしょうか。それでは、事務局は回収・集計をお願いします。

それでは、ただいま御記入いただいた教科書採択につきまして、現在集計していますので、引き続き視覚障害特別支援学校において点字教科書が出版される種目について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

**【指導部長】** それでは、第240号議案から第256号議案の議案資料の2ページを御覧ください。文部科学省の検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は3種目で、点字教科書の原典となっている発行者についてグレーの色を付けています。例えば、保健体育については学研を原典とした点字教科書が出版されることが決定しているため、検定済教科書については学研を採択することとなります。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】** ただいま説明がありましたとおり、視覚障害特別支援学校において、点字教科書が出版される種目、第242、243、244号議案の3件の議案について、文部科学省が原典として決定した発行者を略称で読み上げさせていただきます。保健体育

は学研、技術・家庭（技術分野）は開隆堂、技術・家庭（家庭分野）は開隆堂です。これらを採用したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、視覚障害特別支援学校（中学部）の教科書において、点字教科書が発行される種目については、文部科学省が決定した点字教科書の原典となっている教科書を採用することとします。

続きまして、第203号議案の都立小学校の教科書、第255号及び第256号議案の都立特別支援学校（小学部・中学部）の教科書について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第153号から第203号議案資料の1ページの下段を御覧ください。第203号議案について説明します。

都立小学校で使用する教科書について採択いただくものです。都立小学校については、令和5年度に新たに採択を行いました。義務教育諸学校の教科書は、法令により通常4年間同一の教科書を採用することが定められています。

本年度は採択替えの年に当たりませんので、前年度に採択した教科書と同じものを採択していただくものです。4ページの別紙の、令和7年度使用都立小学校用教科書採択一覧の記載のあるとおりです。

次に、第240号議案から第256号議案資料の1ページ中段を御覧ください。第255号議案について説明をします。

都立特別支援学校の小学部用の文部科学省検定済教科書も令和5年度に新たに採択をしました。こちらも同じ規定により、通常4年間同一の教科書を採用することが定められていますので、昨年度採択していただいたものと同じ教科書を採用していただくこととなります。

次に、第256号議案は、文部科学省著作教科書についてです。障害のある児童・生徒が学習内容をより良く理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作・編集した教科書について、文部科学省が作成した「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている全ての教科書のうち、教育出版に関するもの以外を採用していただくものです。

4ページは、第255号議案の文部科学省検定済教科書で、令和7年度使用都立特別

支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧です。

次に、5 ページは第256号議案の文部科学省著作教科書として、知的障害者用の一覧のうち、教育出版に関するもの以外のものです。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいま説明がありましたように、第203号議案、第255号議案、第256号議案については、これらを一括して採択することを決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、それぞれ資料のとおり採択します。

ただいまの集計時間を利用して、次の議案を審議したいと思います。

#### 第257号議案及び第258号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 第257号議案及び第258号議案「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について」の説明を、都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、私から第257号議案及び第258号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について説明します。

議案資料を御覧ください。平成28年2月に策定した、都立高校改革推進計画新実施計画に基づき、設置を計画していました立川地区チャレンジスクールにつきまして、令和7年4月に開校を予定しています。その名称等につきまして、東京都立学校設置条例及び施行規則に定めるものです。

チャレンジスクールは、不登校や中途退学を経験した生徒が、自分の目標を見つけチャレンジする高校で、現在6校設置しています。不登校生徒の増大や、多様化する生徒のニーズにこたえていくため、このたび多摩地域で初めて開校します。

校名は、都立立川緑高等学校です。校名の由来ですが、本校では生徒の個性、自立、居場所を大切にすることをスクールミッションに掲げています。緑は、それぞれ異なる個性を持った草花が自立して集まり、共生して、癒やしや安らぎをもたらす居場所を形成していく思いを表現しています。また、学校付近には根川緑道など自然豊かな

環境があり、校舎についても、周囲に塀を設けず、植樹で囲む計画であることから、その特徴を表現し、都立立川緑高等学校としました。

次に、資料の記書きの1 改正内容についてです。(1)の東京都立学校設置条例の一部改正についてですが、条例別表の高等学校の項に、都立立川緑高等学校の名称及び位置を追加するものです。また、(2)の東京都立学校設置条例施行規則の一部改正につきましては、規則別表の高等学校の項に、都立立川緑高等学校の名称、課程及び学科を定めるものです。

2 ページを御覧ください。立川緑高等学校は、午前部、午後部、夜間部を置く昼夜間定時制、単位制、総合学科の高校です。本校の主な特色としまして、生徒が安心して学べる教育環境を提供する観点から、教員や友人と気軽に話をしたり、常駐するユースソーシャルワーカーにも相談できる開放的なラウンジや、生徒がリラックスできるリフレッシュルームを設置するなど、他校にはないハード面での特徴を有しています。また、ボランティア活動やインターンシップなど、学校外の学修を単位認定につなげ、生徒の体験的な活動の成果を幅広く評価するなど、不登校などを経験した生徒が社会の中で他者と協力しながら、自信や意欲を身に付けることのできる教育環境のモデルの創出を目指しています。

1 ページにお戻りください。2 の都議会に付議する時期ですが、条例案につきまして、令和6年第3回東京都議会定例会を予定しています。

3 の施行期日ですが、(1)の東京都立学校設置条例、(2)の東京都立学校設置条例施行規則とも、公布の日から施行したいと思います。なお、本施行規則改正案は、東京都議会において条例案の可決された場合に確定するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

**【北村委員】** 御説明ありがとうございます。チャレンジスクールは、非常に生徒たちのニーズが高く、全ての希望する生徒が必ずしもチャレンジスクールに通うことができているわけではない現状がありますので、こうしてまた1校、特に多摩地域初



ということで、本当に子供たちの思いに応える学校になっていってくれるのではないかなと非常に期待しています。また、非常に緑あふれた環境を整備されるということで、そういった豊かな自然というか、緑に囲まれた豊かな環境の中で、是非充実した教育実践をしていていただきたいなと思います。先ほど、これまでにない、幾つかこの学校ならではの取組もおっしゃられていました。例えばユースソーシャルワーカーが常駐するなど、この学校で新たに取組んで、これはやはり非常に有効だ、いいなと思うものがあれば、是非ほかのチャレンジスクール等にもそれを広めていく形で、新たな試みにも是非挑戦していただきたいなと思います。これは質問というよりは要望という形で、コメント、お願いということで、どうぞよろしくお願いいたします。

**【教育長】** ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。――（異議なし）――では、本件につきましては原案のとおり御承認いただきました。

それでは、先ほどの都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）用教科書の投票結果について、集計作業が終了したようですので、その確認をさせていただきます。少々お待ちください。

**【教育長】** 集計作業は終了していますが、確認作業を念のために行っていますので、もう少しこのままお待ちください。

それでは、まず第42号議案から第151号議案まで及び第205号議案から第236号議案までの議事を行いますので、高橋委員には、恐れ入りますが、改めて御退席をお願いしたいと思います。

それでは、投票結果について、事務局より資料をお配りします。

それでは、第42号から第151号議案まで及び第205号議案から第236号議案までの投票結果について、指導部長、説明をお願いします。

**【指導部長】** それでは、第42号議案から第151号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書につきまして説明をします。

先ほど投票していただいた結果は、ただいま配付しました、令和7年度使用都立中

学校及び都立中等教育学校（前期課程）用文部科学省検定済教科書投票結果にまとめています。先ほど投票していただいた結果を集計したところ、過半数の票を得た議案は104件、過半数の票を得られなかった議案は6件です。この表の教科・種目の欄の右にある採択結果欄に、再投票と表示しています。いずれの議案も、上位2者は確定していません。

続きまして、第204号議案から第236号議案の、都立特別支援学校（中学部）用教科書につきまして説明をします。先ほど投票していただいた結果は、ただいま配付しました令和7年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書投票結果にまとめています。先ほど投票していただいた結果を集計したところ、過半数の票を得た議案は21件、過半数の票を得られなかった議案は2件です。この表の教科・種目欄の右にある採択結果欄に、再投票と表示しています。いずれの議案も、上位2者は確定していません。

なお、先ほど御決定いただいた点字教科書が出版される10件の議案の採択結果についても、この資料に掲載しています。

以上です。

【教育長】 それでは、各種目について結果を確認していきます。まず、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書について、1議案ずつ確認をさせていただきます。

白鷗高等学校附属中学校です。第42号議案、国語、光村。第43号議案、書写、教出。第44号議案、社会（地理的分野）、帝国。第45号議案、社会（歴史的分野）、山川。第46号議案、社会（公民的分野）、教出。第47号議案、数学、学図。第48号議案、理科、啓林館。第49号議案、音楽（一般）、教芸。第50号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第51号議案、英語、東書。第52号議案、道徳、再投票とします。

次に、小石川中等教育学校（前期課程）です。第53号議案、国語、光村。第54号議案、書写、教出。第55号議案、社会（地理的分野）、東書。第56号議案、社会（歴史的分野）、山川。第57号議案、社会（公民的分野）、教出。第58号議案、数学、学図。第59号議案、理科、啓林館。第60号議案、音楽（一般）、教芸。第61号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第62号議案、英語、東書。第63号議案、道徳、再投票としま

す。

次に、両国高等学校附属中学校です。第64号議案、国語、光村。第65号議案、書写、教出。第66号議案、社会（地理的分野）、帝国。第67号議案、社会（歴史的分野）、山川。第68号議案、社会（公民的分野）、教出。第69号議案、数学、学図。第70号議案、理科、啓林館。第71号議案、音楽（一般）、教芸。第72号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第73号議案、英語、東書。第74号議案、道徳、日文とします。

次に、桜修館中等教育学校（前期課程）です。第75号議案、国語、光村。第76号議案、書写、教出。第77号議案、社会（地理的分野）、帝国。第78号議案、社会（歴史的分野）、山川。第79号議案、社会（公民的分野）、教出。第80号議案、数学、学図。第81号議案、理科、啓林館。第82号議案、音楽（一般）、教芸。第83号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第84号議案、英語、東書。第85号議案、道徳、再投票とします。

次に、立川国際中等教育学校（前期課程）です。第86号議案、国語、光村。第87号議案、書写、教出。第88号議案、社会（地理的分野）、帝国。第89号議案、社会（歴史的分野）、山川。第90号議案、社会（公民的分野）、教出。第91号議案、数学、学図。第92号議案、理科、啓林館。第93号議案、音楽（一般）、教芸。第94号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第95号議案、英語、東書。第96号議案、道徳、再投票とします。

次に、武蔵高等学校附属中学校です。第97号議案、国語、光村。第98号議案、書写、教出。第99号議案、社会（地理的分野）、帝国。第100号議案、社会（歴史的分野）、山川。第101号議案、社会（公民的分野）、教出。第102号議案、数学、学図。第103号議案、理科、啓林館。第104号議案、音楽（一般）、教芸。第105号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第106号議案、英語、東書。第107号議案、道徳、再投票とします。

次に、富士高等学校附属中学校です。第108号議案、国語、光村。第109号議案、書写、教出。第110号議案、社会（地理的分野）、帝国。第111号議案、社会（歴史的分野）、山川。第112号議案、社会（公民的分野）、教出。第113号議案、数学、学図。第114号議案、理科、啓林館。第115号議案、音楽（一般）、教芸。第116号議案、音

楽（器楽合奏）、教芸。第117号議案、英語、東書。第118号議案、道德、日文とします。

次に、大泉高等学校附属中学校です。第119号議案、国語、光村。第120号議案、書写、教出。第121号議案、社会（地理的分野）、帝国。第122号議案、社会（歴史的分野）、山川。第123号議案、社会（公民的分野）、教出。第124号議案、数学、学図。第125号議案、理科、啓林館。第126号議案、音楽（一般）、教芸。第127号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第128号議案、英語、東書。第129号議案、道德、再投票とします。

次に、南多摩中等教育学校（前期課程）です。第130号議案、国語、光村。第131号議案、書写、教出。第132号議案、社会（地理的分野）、帝国。第133号議案、社会（歴史的分野）、山川。第134号議案、社会（公民的分野）、教出。第135号議案、数学、学図。第136号議案、理科、啓林館。第137号議案、音楽（一般）、教芸。第138号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第139号議案、英語、東書。第140号議案、道德、日文とします。

次に、三鷹中等教育学校（前期課程）です。第141号議案、国語、光村。第142号議案、書写、教出。第143号議案、社会（地理的分野）、東書。第144号議案、社会（歴史的分野）、山川。第145号議案、社会（公民的分野）、教出。第146号議案、数学、学図。第147号議案、理科、啓林館。第148号議案、音楽（一般）、教芸。第149号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第150号議案、英語、東書。第151号議案、道德、日文とします。

視覚障害特別支援学校についてです。第205号議案、書写、教出とします。

続きまして、聴覚障害特別支援学校についてです。第215号議案、国語、光村。第216号議案、書写、教出。第217号議案、社会（地理的分野）、教出。第218号議案、社会（歴史的分野）、東書。第219号議案、社会（公民的分野）、再投票。第220号議案、数学、学図。第221号議案、理科、啓林館。第222号議案、音楽（一般）、教芸。第223号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第224号議案、英語、東書。第225号議案、道德、光村とします。

続きまして、肢体不自由・病弱特別支援学校についてです。第226号議案、国語、

光村。第227号議案、書写、教出。第228号議案、社会（地理的分野）、帝国。第229号議案、社会（歴史的分野）、東書。第230号議案、社会（公民的分野）、教出。第231号議案、数学、学図。第232号議案、理科、啓林館。第233号議案、音楽（一般）、教出。第234号議案、音楽（器楽合奏）、教芸。第235号議案、英語、東書。第236号議案、道徳、再投票とします。

【北村委員】 すみません。233号議案を言い間違えられました。

【教育長】 確認をします。少々お待ちください。

訂正をします。第233号議案、音楽（一般）は教出です。大変失礼しました。

以上が、多数決により意見が一致した教科・種目についてです。これで決定をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、これで決定をします。

続きまして、白鷗高等学校附属中学校の第52号議案、道徳、小石川中等教育学校（前期課程）の第63号議案、道徳、桜修館中等教育学校（前期課程）の第85号議案、道徳、立川国際中等教育学校（前期課程）の第96号議案、道徳、武蔵高等学校附属中学校の第107号議案、道徳、大泉高等学校附属中学校の第129号議案、道徳、聴覚障害特別支援学校の第219号議案、公民、肢体不自由・病弱特別支援学校の第236号議案、道徳につきましては、過半数の票を得た教科書がなく、再投票となります。なお、いずれも最多の票以外が全て同数となっているため、上位2者を確定することができません。

したがいまして、冒頭で採決方法を確認させていただきましたとおり、まず上位2者を確定するため、最多の票を獲得した発行者を第1位とし、他の同数の票が入った発行者の中から、再投票対象となる第2位の発行者を選んでいただきます。その後、上位2者に絞った上で再度投票を行いまして、過半数による多数決で決定をしたいと思えます。

それでは、順位付けの記入用紙の配付をお願いします。順位付け記入用紙につきましては、最初の投票で票が入った発行者のうち、上位1位以外で票が同数になっていたところが空欄になっています。記入を要しない欄には線を引いてあります。順位付けをする種目の枠に1者を選んで、枠内に丸を付けてください。議案ごとに1枚あり

ます。それでは、記入漏れやお間違いのないようにお願いします。

【教育長】 皆さん、御記入はお済みでしょうか。それでは、事務局は回収・集計をお願いします。

次に、第153号議案から第202号議案まで及び第240号議案から第254号議案までの議事を行います。高橋委員に改めて御入室をいただきます。

それでは、投票結果について確認をさせていただきます。事務局よりお配りします。

それでは、第153号議案から第202号議案まで及び第240号議案から第254号議案までの投票結果について、指導部長から説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第153号議案から第202号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書につきまして説明をします。

先ほど投票していただいた結果は、ただいま配付しました令和7年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用文部科学省検定済教科書投票結果にまとめています。先ほど投票していただいた結果を集計したところ、過半数の票を得た議案は50件、過半数の票を得られなかった議案は0件です。

続きまして、第240号議案から第254号議案の、都立特別支援学校（中学部）用教科書につきまして説明をします。先ほど投票していただいた結果は、ただいま配付しました令和7年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書投票結果にまとめています。先ほど投票していただいた結果を集計したところ、過半数の票を得た議案は11件、過半数の票を得られなかった議案は1件です。この表の教科・種目の欄の右にある採択結果欄に、再投票と表示しています。上位2者は確定しています。なお、先ほど御決定いただいた点字教科書が発行される3件の議案の採択結果についてもこの資料に掲載しています。

以上です。

【教育長】 それでは、各種目について結果を確認していきます。

まず、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書について、1議案ずつ確認をまいります。

白鷗高等学校附属中学校です。第153号議案、地図、帝国。第154号議案、美術、開隆堂。第155号議案、保健体育、東書。第156号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。

第157号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、小石川中等教育学校（前期課程）です。第158号議案、地図、帝国。第159号議案、美術、開隆堂。第160号議案、保健体育、東書。第161号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第162号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、両国高等学校附属中学校です。第163号議案、地図、帝国。第164号議案、美術、開隆堂。第165号議案、保健体育、東書。第166号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第167号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、桜修館中等教育学校（前期課程）です。第168号議案、地図、帝国。第169号議案、美術、開隆堂。第170号議案、保健体育、東書。第171号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第172号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、立川国際中等教育学校（前期課程）です。第173号議案、地図、帝国。第174号議案、美術、開隆堂。第175号議案、保健体育、東書。第176号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第177号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、武蔵高等学校附属中学校です。第178号議案、地図、帝国。第179号議案、美術、開隆堂。第180号議案、保健体育、東書。第181号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第182号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、富士高等学校附属中学校です。第183号議案、地図、帝国。第184号議案、美術、開隆堂。第185号議案、保健体育、東書。第186号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第187号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、大泉高等学校附属中学校です。第188号議案、地図、帝国。第189号議案、美術、開隆堂。第190号議案、保健体育、東書。第191号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第192号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、南多摩中等教育学校（前期課程）です。第193号議案、地図、帝国。第194号議案、美術、開隆堂。第195号議案、保健体育、東書。第196号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第197号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

次に、三鷹中等教育学校（前期課程）です。第198号議案、地図、帝国。第199号議案、美術、開隆堂。第200号議案、保健体育、東書。第201号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第202号議案、技術・家庭（家庭分野）、東書とします。

視覚障害特別支援学校についてです。第240号議案、地図、帝国。第241号議案、美術、日文とします。

次に、聴覚障害特別支援学校についてです。第245号議案、地図、帝国。第246号議案、美術、再投票。第247号議案、保健体育、大日本。第248号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第249号議案、技術・家庭（家庭分野）、開隆堂とします。

次に、肢体不自由・病弱特別支援学校についてです。第250号議案、地図、帝国。第251号議案、美術、開隆堂。第252号議案、保健体育、東書。第253号議案、技術・家庭（技術分野）、東書。第254号議案、技術・家庭（家庭分野）、開隆堂とします。

以上、多数決により意見が一致した教科・種目につきましてはこれで決定をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、これで決定をします。

続きまして、聴覚障害特別支援学校の第246号議案、美術については、過半数の票を得た教科書がありませんでした。したがって、こちらは上位2者が確定していますので、冒頭で採決方法を確認させていただきましたとおり、再度投票していただきまして、過半数による多数決で決定をしたいと思います。

それでは、再投票用の採択意見記入用紙の配付をお願いします。

再投票が不要な種目については斜線を引いてあります。再投票をする種目の枠に上位2者の発行者略称が書いてありますので、1者を選んで枠内に丸を付けてください。お願いします。

御記入は皆さんお済みでしょうか。それでは、事務局は回収と集計をお願いします。

それでは、集計が終了するまでの間、しばらくこのままお待ちいただきたいと思えます。

**【教育長】** それでは、第42号から第151号議案まで及び第205号議案から第236号議案までについて、先ほどの順位付け結果の準備ができたようですので、確認をさせていただきます。恐れ入ります。高橋委員に改めて御退席をお願いします。

それでは、ここで再投票対象上位2者に絞るための順位付けの結果についての説明を、指導部長、お願いします。

**【指導部長】** それでは、順位付け結果について説明をします。



第52号議案、白鷗高等学校附属中学校の道徳について、東書3票、教出1票、学研1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した日文と東書で再投票となります。

第63号議案、小石川中等教育学校（前期課程）の道徳について、東書3票、教出1票、学研1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した日文と東書で再投票となります。

第85号議案、桜修館中等教育学校（前期課程）の道徳について、東書3票、教出1票、学研1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した日文と東書で再投票となります。

第96号議案、立川国際中等教育学校（前期課程）の道徳について、東書3票、教出1票、学研1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した日文と東書で再投票となります。

第107号議案、武蔵高等学校附属中学校の道徳について、東書3票、教出1票、学研1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した日文と東書で再投票となります。

第129号議案、大泉高等学校附属中学校の道徳について、東書3票、教出1票、学研1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した日文と東書で再投票となります。

第219号議案、聴覚障害特別支援学校の公民について、教出3票、育鵬社1票、日文1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した帝国と教出で再投票となります。

第236号議案、肢体不自由・病弱特別支援学校の道徳について、教出3票、光村1票、あか図1票のため、1回目の投票で最多の票を獲得した日文と教出で再投票となります。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、順位付けが必要な議案については、第52号議案、白鷗高等学校附属中学校の道徳について、日文と東書。第63号議案、小石川中等教育学校（前期課程）の道徳について、日文と東書。第85号議案、桜修館中等教育学校（前期課程）の道徳について、日文と東書。第96号議案、立川国際中等教育学校（前期課程）の道徳について、日文と東書。第107号議案、武蔵高等学校附属中学校の道徳について、日文と東書。第129号議案、大泉高等学校附属中学校の道徳について、日文と東書。第219号議案、聴覚障害特別支援学校の公民について、帝国

と教出。第236号議案、肢体不自由・病弱特別支援学校の道徳について、日文と教出が上位2者となりました。ついては、それぞれこの2者で再投票を行います。

それでは、再投票の採択意見記入用紙の配布をお願いします。

再投票が不要な種目については斜線を引いてあります。再投票をする種目の枠に、上位2者の発行者略称を書いてありますので、1者を選んで枠内に丸を付けてください。議案ごとに1枚あります。それではお願いします。

**【教育長】** 皆さん、御記入はお済みでしょうか。それでは、事務局は回収・集計をお願いします。

次に、第153号議案から第202号議案まで及び第240号議案から254号議案までの議事を行います。高橋委員に改めて御入室をいただきます。お願いします。

それでは、再投票の結果は少々お待ちください。

今、再投票結果の集計確認を行っていますので、少々お待ちください。

それでは、再投票結果について、その確認をさせていただきます。事務局からお配りします。

それでは、第153号議案から第202号議案まで及び第240号議案から254号議案までの再投票の結果について、指導部長、説明をお願いします。

**【指導部長】** それでは、特別支援学校（中学部）用教科書の再投票の結果について説明をします。

先ほど再投票いただいた結果は、先に決定した議案と併せて、ただいま配付しました令和7年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧にまとめています。再投票の議案については、右端の枠に丸を付けています。再投票を集計したところ、過半数の票を得た教科書がありました。

以上です。

**【教育長】** それでは、再投票した議案について結果を確認します。

聴覚障害特別支援学校、第246号議案、美術、日文とします。

以上、再投票となった議案についてはこれで決定をしたいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

以上で、第153号議案から第202号議案まで及び第240号議案から第254号議案までの

教科書の投票結果について確認が終わりました。

それでは、第42号議案から第151号議案まで及び第205号議案から第236号議案までの再投票の集計が終了するまでの間、しばらくこのままお待ちいただきたいと思えます。

それでは、先ほどの第42号議案から第151号議案まで及び第205号議案から第236号議案までの再投票結果について準備ができたようですので、確認をさせていただきます。高橋委員、恐れ入りますが、改めて御退席をお願いします。

それでは、再投票結果について、事務局より資料をお配りします。

それでは、第42号議案から第151号議案まで及び第205号議案から第236号議案までの再投票の結果について、指導部長、説明をお願いします。

**【指導部長】** それでは、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）用教科書の再投票の結果につきまして説明をします。

先ほど再投票していただいた結果は、先に決定した議案と併せて、ただいま配付しました令和7年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用文部科学省検定済教科書採択一覧及び令和7年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧にまとめています。再投票の議案については、右端の枠に丸を付けています。

再投票の集計をしたところ、いずれの議案も過半数の票を得た教科書がありました。以上です。

**【教育長】** それでは、再投票した議案について、まず都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の結果を確認していきます。

白鷗高等学校附属中学校、第52号議案、道徳は日文。小石川中等教育学校（前期課程）の第63号議案、道徳は日文。桜修館中等教育学校（前期課程）の第85号議案、道徳は日文。立川国際中等教育学校（前期課程）の第96号議案、道徳は日文。武蔵高等学校附属中学校の第107号議案、道徳は日文。大泉高等学校附属中学校の第129号議案、道徳は日文。

次に、都立特別支援学校（中学部）用教科書の結果を確認します。

聴覚障害特別支援学校の第219号議案、公民は帝国。肢体不自由・病弱特別支援学

校の第236号議案、道徳について日文とします。

以上、再投票となった議案についてはこれで決定をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

以上で全ての教科書の投票結果について確認が終わりました。

それでは、令和7年度に都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）並びに都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書採択につきまして、以上のとおり決定したいと思います。

なお、採択理由を事務局において整理し、各委員に御確認を頂いた上で取りまとめ、速やかに公表します。

それでは、第42号議案から第256号議案までの教科書採択につきましては以上です。長時間にわたりありがとうございました。

## 参 考 日 程

### （1）教育委員会定例会の開催

8月22日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】　　続きまして、今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】　　次回の定例会は、8月8日となりますが、現在のところ案件がありません。そこで、次回の定例会ですが、8月第4木曜日、8月22日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】　　ただいま説明がありましたとおり、8月8日は案件がないとのことですので、この場で8月8日の教育委員会は開催しないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——それでは、8月8日の教育委員会は開催しないこととします。

今回は、8月第4木曜日、8月22日となりますので、お間違いのないようにお願いします。

日程そのほか、何かありますでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時18分)